

# 家族法改正を見据えた家庭裁判所の取組

## 家族法改正

- 親子に関する規律の整備や離婚後共同親権制の導入をはじめとする抜本的な改正内容
- 新たな事件類型や意見調整すべき事項の追加

## 家事調停の課題

- 平均審理期間・期日間隔の長期化  
→ コロナ禍で長期化
- 家族に関する価値観の多様化等を背景とした事件の困難化傾向

## 今後の課題

**裁判官・調停委員・調査官が、新しい法制下で適切な運用をしていく必要**

**家裁の事件処理能力の一層の改善・向上を図る必要**

## 裁判所の態勢整備

- H14～R2 裁判官832名（判事740名）の増員等
- 各庁においても、家事事件を担当する裁判官等を大幅増員
- 事件数増も見据え、家事事件処理のために着実に家裁の態勢を充実

## 家庭裁判所の取組等

### 改正法対応のPT設置等

- 裁判官・調査官等による大庁・全国での綿密な検討  
(例) 大庁での集中的な運用検討(PT)  
月1回の全国規模での検討会
- 調停委員への知識・ノウハウ付与、事例研究  
→ **法の趣旨に沿った適切な運用**

### 調停委員研修の見直し

- 研修体系自体を見直すことを含めて検討中  
→ **より機動的かつ柔軟な知識・ノウハウの付与が可能に**

### 期日間隔等の短縮に向けたより踏み込んだ対策

- コロナ禍後の改善状況の濃淡を踏まえ、各庁の実情やニーズを更に聴取・分析し、実効的な対策を検討  
→ **各庁の長期化要因に応じたきめ細やかな対策**

### ウェブ会議の更なる活用等

- DV事案等における危害防止、遠方の当事者等の利便性向上、柔軟な期日指定が可能などのメリット
- 支部・出張所を含む全家裁への拡大を予定
- ウェブ会議の活用含め、調停運営改善の取組も継続  
→ **より利用者のニーズに応える充実した調停運営**